

第百六十四回国 参議院 法務委員会 會議録 第五号

平成十八年三月二十八日(火曜日) 午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 弘友 和夫君
理事 荒井 正吾君
谷川 秀善君
築瀬 進君
木庭健太郎君

委員

青木 幹雄君
山東 昭子君
陣内 孝雄君
関谷 勝嗣君
南野知恵子君
江田 五月君
千葉 景子君
前川 清成君
松岡 徹君
浜四津敏子君
仁比 聡平君
亀井 郁夫君

衆議院議員

法務委員長 石原 伸見君

国務大臣

法務大臣 杉浦 正健君

副大臣

法務副大臣 河野 太郎君

大臣政務官

法務大臣政務官 三ツ林隆志君

事務局員

常任委員会専門員 田中 英明君

本日の會議に付した案件

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(弘友和夫君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、杉浦法務大臣から、前回の亀井郁夫君の質疑に対する答弁に關し発言を求められておりますので、これを許します。杉浦法務大臣。

○国務大臣(杉浦正健君) 三月二十三日の当委員会における私の答弁の趣旨について御説明申し上げます。

裁判員制度については、司法制度改革審議会意見書において、一般の国民が裁判の過程に参加し、裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映されるようになることよって、国民の司法に対する理解、支持が深まり、司法はより強固な国民的基盤を得ることができるようになるとされたことを受け、国民の中から選任された裁判員が裁判官とともに刑事訴訟手続に關与することが司法に對する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することに、かんがみ導入されたと承知しております。

亀井委員の質問に對する私の答弁の趣旨は、このような裁判員制度導入の経緯を分かりやすく御紹介することであり、その独立が保障されている個々の裁判官の判断につき法務大臣としての所見を述べたものではありません。この点については表現が一部不適切で、個別の

裁判に對する批判との誤解を招きかねない点もありましたので、陳謝の上、発言を取り消させていただきます。

○委員長(弘友和夫君) 以上をもって本案に對する質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(弘友和夫君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、築瀬進君から発言を求められておりますので、これを許します。築瀬進君。

○築瀬進君 私は、ただいま可決されました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に對し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党及び国民新党・新党日本の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に對する附帯決議(案)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 司法制度改革の成果が国民に実感できるものとなるよう、裁判員制度など新たな制度の円滑な導入、司法サービスの充実等に必要となる人的・物的体制の整備を着実に進めるとともに、関係機関との連携の強化に一層努めること。特に、人的体制の整備に当たっては、中長期的な展望のもとに計画的に行うよう努めること。

二 社会の変容に伴い、司法の役割がますます重要になっていくことにかんがみ、国民の期待に應える裁判を実現するため、研修の充実等を図り、裁判官及びその他の裁判所職員の専門性、資質・能力の一層の向上に努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(弘友和夫君) ただいま築瀬進君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(弘友和夫君) 全会一致と認めます。よって、築瀬進君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に對し、杉浦法務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。杉浦法務大臣。

○国務大臣(杉浦正健君) ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に對処してまいりたいと存じます。

また、最高裁判所に係る附帯決議につきましては、最高裁判所にその趣旨を伝えたいと存じます。

○委員長(弘友和夫君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(弘友和夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(弘友和夫君) 次に、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案及び執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

まず、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案について政府から趣旨説明を聴取いたします。杉浦法務大臣。

○国務大臣(杉浦正健君) 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

地方更生保護委員会は、全国八か所に置かれている法務省の地方支分部局であり、仮出獄及び仮退院等の許可等の事務を所掌しております。

近年、受刑者数の急増を背景にいたしまして、この地方更生保護委員会が取り扱う仮釈放審査事件が年々増加するとともに、その複雑困難化が進み、地方更生保護委員会の委員の負担が過重なものとなっております。

また、最近における仮出獄者による重大再犯事件を契機として、これまで以上に仮出獄審査を適正に行うことが求められているところであります。

本法案は、このような状況に対応するため、地方更生保護委員会の委員の人数の上限を十二人から十四人に引き上げ、仮釈放審査体制の充実を図ろうとするものであります。

以上がこの法律案の趣旨でございます。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(弘友和夫君) 次に、執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律案について、提出者衆議院法務委員長石原伸見君から趣旨説明を聴取いたします。石原伸見君。

○衆議院議員(石原伸見君) ただいま議題となりました執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

先般、刑の執行を猶予され、保護観察に付され

た者、いわゆる保護観察付執行猶予者による少年監禁事件が発覚したことを受け、現在の保護観察付執行猶予者に対する保護観察制度が、その改善更生を促し、再犯を防止するという観点から果たして十分なものであるのか、検証の必要性を認識したところでございます。

そして、こうした認識に基づき検証いたしましたところ、現在の執行猶予者に対する保護観察制度においては、第一に、転居、旅行が届出で足り、一か月未満の旅行については届出すら不要であるため、保護観察付執行猶予者の所在の把握等が十分とは言えない状況にあること、第二に、保護観察付執行猶予者に対しては、善行を保持する等の一般的な遵守事項しか定められていないため、個々の保護観察付執行猶予者にふさわしい処遇をすることが難しい状況にあること等から、こうした状況に緊急に対応する必要があるとの結論に達したため、本案を提出した次第でございます。

本案では、まず、保護観察を効果あらしめるための前提として、保護観察付執行猶予者について、所在の把握等をするための仕組みを整えるため、住居を移転し、又は七日以上の旅行をするときは、あらかじめ保護観察所の長の許可を受けなければならぬものと改めることとしました。

次に、個々の保護観察付執行猶予者にふさわしい処遇を可能にし、その改善更生をより一層促すため、保護観察所の長は、刑の執行を猶予された者に対して保護観察に付する旨の言渡しがあつたときは、その言渡しをした裁判所の意見を聴き、これに基づいて、その者が保護観察の期間中遵守すべき特別の事項を個別に定めなければならぬものとしました。

以上が本案の提案の趣旨及び内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(弘友和夫君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終了いたしました。両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日

はこれにて散会いたします。午前十時八分散会

三月二十四日日本委員会に左の案件が付託された。

一、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案(共謀罪の廃案に関する請願(第八五四号)(第九〇四号)(第九〇七号))

第八五四号 平成十八年三月十日受理

犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案(共謀罪)の廃案に関する請願

請願者 東京都世田谷区野沢三ノ三二ノ一

三 今村和宏 外百二十五名

紹介議員 松岡 徹君

この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九〇四号 平成十八年三月十六日受理

犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案(共謀罪)の廃案に関する請願

請願者 京都市伏見区納所北城堀二二ノ四

里中未来 外百二十五名

紹介議員 築瀬 進君

この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

一、執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律案(衆)
一、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案
執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律案

執行猶予者保護観察法(昭和二十九年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第五条を」を「第五条第一項」に改める。
第五条中「すみやか」を「速やか」に、「左に掲げる事項」を「次に掲げる事項及び次項の規定により定められた特別の事項」に改め、同条第二号中「一箇月」を「七日」に、「に届け出る」を「の許可を受ける」に改め、同条に次の二項を加える。

2 保護観察所の長は、刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しがあつたときは、法務省令で定めるところにより、その言渡しをした裁判所の意見を聴き、これに基づいて、その者が保護観察の期間中遵守すべき特別の事項を定めなければならない。

3 保護観察所の長は、前項の特別の事項を定めるときは、本人に対し、書面で、保護観察の期間中遵守すべき事項を指示し、署名又は押印をもち、その事項を遵守する旨を誓約させなければならない。ただし、本人が重病又は重傷である場合には、この限りでない。

第十三条第一項中、「同法第五十五条の二第四項中「第三十四条第二項の規定により本人が居住すべき場所」とあるのは、「第五条の規定により本人が届け出た住居」と及び「それぞれ」を削る。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の執行猶予者保護観察(経過措置)

三月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

法第五条の規定は、この法律の施行の日以後に刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受けた者について適用し、この法律の施行の際現に同項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受けている者については、なお従前の例による。

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律

犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第四百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「十二人」を「十四人」に改める。

附 則

この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年四月五日印刷

平成十八年四月六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

E